

伊平屋村誌

伊平屋村誌

目次

伊平屋村長

新垣安助

序文

編者の言葉

一、伊平屋村の位置	六
二、伊平屋村の沿革	七
三、制度	一八
一、役職員制	一八
二、地割制	一八
三、税制	一八
四、法制	二八
一、風俗	二八
二、衣食住	三〇
四、風俗	三〇
一、風俗	三〇
二、衣食住	三八

我喜屋の臼太鼓歌	六八
我喜屋のテルコグチ	七〇
田名の大城グヘーンナ	七五
田名テルコグチ	七三
繼子念佛	七八
親の御恩	八〇
伊平屋音頭	八三
伊平屋名所口説	八四
伊平屋の古歌	八八
オモロ集よりの調	八九
五、産業	九二
一、農業	九二
二、漁業	一〇一
三、林業	一〇一
四、教育の沿革と中小学校の創設	一〇八

和十五六年分村後は一躍県下で一二位を争い年産額千貫余に達し然して昭和十七年諸見村長は縣及び瑞泉社に請願して現在の我喜屋にある大仕掛けの乾繭所を瑞泉社に建設させた。

此の様に養蚕業も普及されて來たが米軍の上陸で桑園の荒廢家屋蚕具の焼失によつて養蚕熱も薄くなつたが又最近復活しつつある。

前述の通り本村の農業は逐次進んで來たが土地瘠せ諸作物の栽培に困難なる爲め歴代の主腦者は時勢に相應すべく施設を行い地力増進に堆肥の奨励、生産の増殖に昭和三年新垣村長は村重產物品評会を開催又各字篤農家の表彰等に依つて村の更生を計り今日に繼續された

二、漁業

本島（村）は沖縄の北方にある小島で周圍漁場に恵まれて居るが往古から漁業に専

業する者少なく農業の余暇に追込又は釣潮干狩り等にて他に換金用としては廢藩後眞珠海人草具類盛に移出したるが大正年間には眞珠は廢れ海人草具類は繼續して移出し
た、そして專業者がいなかつた為他町村漁業者殊に糸満業者の進出に委せてゐたが明治三十五六年時の島長名嘉千松氏は海の保護政策に二十ヶ年期間更新で政府と沿岸專用漁業権の契約を定結して後は糸満漁業者も自由に出來ず止むなく糸満浦漁業組合から歎願によつて糸満組合と村と二三ヶ年宛の契約で入漁料を徴收して従業させた。

沖繩が鰐業に成績を擧げつつあるのに乘じ明治四十二年村長諸見守藏氏は村の漁業に馴れた者各字から選抜して二十名位に鰐業を創めさせたるが何分當時の魚船は杉製の櫓付帆船で自由に出漁出來ず慶良間島まで遠征させたが思はしくなく中止した。其の後漁業に馴れた成年連中は毎年夏期間八重山へ鰐業に出稼していた。大正十年村漁業組合を組織したので字勢理客では石油發動機の漁船を建造して鰐業に従事し同時に前泊の根路銘五郎氏外十四名の人人大正の初年に尖角列島に出稼し同島で鰐業に従事して

相當の成績を獲得して歸省し早速く鰐業の計畫を樹立して大正十一年に漁船を建造して鰐業に従事したが豫想外に好成績を得たので翌十二年字島尻で伊波川孝助氏が發起で村漁業組合名義で銀行から漁業資金を借入せんとしたが村漁業組合名義を借す事を断はられたので伊波川氏は部落民と協議して村組合を脱退して島尻漁業組合を設立する事に纏つたので島尻漁業組合を設立して二ヶ年に亘つて漁船二隻を建造し成績優良で村中鰐業熱急に勃興し村基本財産預金一時流用して各業者に配分貸付をなす等の方法を以て一般の鰐業に協力した都合によつて前泊漁船は解散したので字我喜屋が譲り受けて經營し各字争つて一隻又は二隻宛所持し又前泊も他町村の人と合同して一隻を經營して村中で十二隻の鰐船を經營する様になつた。當時沖繩全島鰐業の全盛期となつたのが餌の関係や又業者の技術関係等から全般的不良を來し揚句には経費さへ賄う事出來ない状態に落ち入り各組合共債権者に引き揚げられるや又賣却する等の憂目に逢つて解散になり残つたのが我喜屋と島尻の二ヶ字であつた。從來島尻は漁業技術に

長じていたので餌不足から百頓の大形船舶を購入して鹿児島から餌を取り寄せて継続していたが結局此の計畫は不成功に終り昭和三年に政府の遠洋漁業船の助成を以て百頓二百馬力の大型船壽丸を建造して、島に従業した二隻と共に南洋パラオ島に遠征した又我喜屋は昭和四年に新造漁船を以て根氣強く經營したが遂に解散の止むを得ざる處から昭和九年に解散して漁船は新垣盛芳外十余名の人々に賣却して其の連中は南洋に遠征した。

此の様に沖繩全般的鰯業の没落によつて一時伊平屋では鰯業におびえていたが昭和十五年島尻の名嘉永蔵氏は南洋で成功して歸省後昭和十七年に鰯業を再興すべく小形漁船を經營していたが米軍の空襲に依つて中止し尙米軍の上陸引揚の一九四六年に村漁業組合を設立し前泊喜屋武隆正氏島尻高良清盛氏の兩名は米軍からエム船の拂下を受けた鰯業に従事し尙一九四九年に復興資金貸付による漁船を兩字共一隻宛購入し喜屋武隆正氏は別業に轉じ其の後を根路銘実敬氏が引繼いで兩船共鰯業に従事したが島尻

は不成績で本船を返納したが前泊は現今に繼續して漁業に從事中である。

三、林業

本村は千二百余町歩の山林を有せるも上古から建築材として御岳に赤木（イーク）シーザ木少々繁茂し残は松木雜木のみであつた。沖繩の林制は具志頭親方蔡溫の林制に依つて各地方間切島も其の制度に従つて保護育成した而して森林には柚山（官有地）里山（私有林）の區別があつて本島（村）旧藩には總山と云う夫地頭と其の下に各村には山當を置いて指導監督に當らしめた尙舊四月二十九日は山留ヤマシナチユミと稱して年中行事があつて翌五月一日から五月御祭までは青木伐採を禁止された、之れ山林の保護を神託に依つて抑制せしめると云う意味の行事である。殊に御岳の如きは迫も嚴格の取締法を行つた。毎年舊九月朔日は御岳の境界を掃除すその行事は現今も實施している。

昔は御岳から無斷に濫伐する者は現木を沒收の上黒綱（マーニの綱）で縛り神様に御

一九五五年十月 日許可
一九五六六年二月一日印刷
一九五六六年二月十五日發行

(分格賦
一〇〇円)

編者 新 諸 埞 平
見 清 吉 八
共編

校 閱 新 埞 平
印 刷 者 金 城 埞 浦
印 刷 所 沖 繩 唯 助
印 刷 所 印 刷 所

發行所 伊 平 屋 村 役 所